

福岡県森林審議会規程

[昭和26年12月8日 福岡県告示第847号]

最終改正

[平成26年4月1日 福岡県告示第358号]

福岡県森林審議会規程を次のように定める。

福岡県森林審議会規程

(趣旨)

第1条 福岡県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、森林法（昭和26年法律第249号）第68条、第70条及び第71条並びに森林法施行令（昭和26年政令第276号）第7条の規定に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集する。

(会議の成立要件)

第4条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(部会)

第6条 審議会に次に掲げる部会を置く。

一 森林保全部会

二 松くい虫対策部会

2 森林保全部会は保安林の指定の解除及び林地開発の許可について、松くい虫対策部会は松くい虫の防除に関する実施計画について審議を行う。

3 第1項の部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指定する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときには、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林水産部林業振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの外、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和26年12月8日から施行し、昭和26年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年告示第496号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県森林審議会規程の規定は、昭和50年3月1日から適用する。

附 則（昭和52年告示第573号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年告示第19号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第581号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第702号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第358号）

この告示は、公布の日から施行する。